

議案第103号 令和4年度大津市一般会計の決算の認定についてのうち、
環境部の所管する部分について

それでは、「主要な施策の成果説明書」により、「環境部」が所管する部分のうち、主な項目について説明させていただきます。

まず、「歳入」についてです。

30ページをお願いします。

款15. 使用料及び手数料、項2. 手数料、目3. 衛生手数料、

(2)の「清掃手数料」のうち、

① の「廃棄物処理手数料」の主なものとしまして、

ア.「事業系及び家庭系持込みごみ」は、環境美化センター及び北部クリーンセンターにおける「ごみ処理」に係る手数料であり、年間処理量は、環境美化センターが 1万4,827トン、北部クリーンセンターが 8,319トンであります。

エ.「刈り草剪定枝処理手数料」は、公共施設の維持管理行為や民間事業者の事業活動に伴って生じた刈草や剪定枝、742トンの処理に係る手数料であり、

オ.「大型ごみ処理手数料」は、大型ごみの戸別有料収集に係る処理手数料であり、

③ の「し尿処理手数料」は、し尿 4,407キロリットルの処理に係る手数料であります。

34ページをお願いします。

款16. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目1. 総務費国庫補助金、

(1)の「総務管理費国庫補助金」の表中、

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」のうち、下から6つ目の、「令和4年度デジタルエコライフデー事業委託」は、おおつエコライフチャレンジに係るサイトの構築等の委託に係る交付金であり、

37ページをお願いします。

下から7つ目の、「大津市省エネ家電購入補助金」は、省エネ家電の購入に対する補助事業に係る交付金であります。

42ページをお願いします。

目3. 衛生費国庫補助金

(2)の「清掃費国庫補助金」の表中、「循環型社会形成推進交付金」のうち、「浄化槽設置整備事業」は、下水道計画区域外のほか、当分の間、下水道の整備が見込めない計画区域内における「浄化槽整備」6基分に対する交付金であります。

次の、「ごみ処理施設整備工事」は、北部クリーンセンター及び環境美化センターの「ごみ処理施設整備工事」並びに「工事施工監理業務」に係る交付金であり、

次の、「北部クリーンセンター解体撤去工事調査設計業務」は、旧施設の解体撤去工事に伴う調査設計業務に係る交付金であります。

48ページ をお願いします。

款17. 県支出金、項2. 県補助金、目1. 総務費県補助金

(1)の「総務管理費県補助金」の表中、「自治振興交付金」のうち、上から2つ目の、「ヨシ群落保全事業」は、市内3学区における「ヨシ刈り事業」に係るものであり、

次の、「エコライフ地域住民活動推進事業」は、「ごみ減量と資源再利用推進」の実践に係るものであり、

次の、「美化推進対策事業」は、美化推進地域での環境美化に関する事業に係るものであり、

次の、「浄化槽維持管理事業」は、葛川5地域と石山外畑町の浄化槽維持管理に係るものであります。

51ページ をお願いします。

目3. 衛生費県補助金、(2)の「清掃費県補助金」の表中、

「浄化槽設置費補助金」は、先に申しました、国庫補助金対象の浄化槽設置に係るものであり、

次の「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」は、滋賀県が徴収している産業廃棄物税を財源とした補助金であり、このうち産業廃棄物適正処理等に要した経費を対象に交付されたものです。

55ページをお願いします。

項3. 委託金、目3. 衛生費委託金、

(1)の「保健衛生費委託金」の表中、一番下の、「河川愛護活動事業委託金」は、市内 48の市民団体が行った、県管理河川における除草・清掃活動に対する県からの委託金です。

56ページをお願いします。

款18. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 財産貸付収入、

(1)「土地貸付収入」、⑥「環境部土地貸付収入」のうち、

ア.「大津クリーンセンター跡地土地貸付収入」は、新名神高速道路建設に伴う用土等の保管場所として、西日本高速道路株式会社への貸付に伴う収入です。

57ページをお願いします。

項2. 財産売払収入、目1. 不動産売払収入

(1)の「不動産売払収入」のうち、

②「環境部不動産売払収入」は、新名神高速道路建設に伴う補償移転対象となった境内地の代替地として、小田原スポーツ広場の一部を、八幡神社へ払い下げたことに伴うものであります。

58ページをお願いします。

款19. 寄附金、項1. 寄附金、目3. 衛生費寄附金、

(1)の「環境保全寄附金」は、市内の企業、団体から受納したものであり、

(2)の「地球温暖化防止活動推進寄附金」は、市の保有地における太陽光発電の設置に係る協定に基づき受納したものです。

款20. 繰入金、項1. 繰入金、目1. 基金繰入金、

(4)の「京滋バイパス大気環境監視施設管理基金繰入金」及び、

(5)の「新名神高速道路大気環境監視施設管理基金繰入金」は、大気環境監視局の維持管理に係る繰入金であります。

61ページをお願いします。

款22. 諸収入、項4. 雑入、目4. 雑入、

(4)の「衛生費雑入」のうち、

⑨「滋賀県市町村振興協会琵琶湖総合保全市町交付金」は、環境情報システム整備事業等に係る交付金であり、

⑩「かん・びん類売却代」は、資源として回収したアルミ缶、鉄、びんなど1,905トンと、ペットボトル 637トンの売却収入であり、

⑪「羽毛製品売却代」は、大型ごみの中から取り分けた羽毛ふとんの売却収入であり、

⑫「牛乳パック売却代」は、各支所などで集められた牛乳パック 4.9トンの売却収入であり、

⑬「紙類売却代」は、紙ごみ 3,149トンの売却収入であり、

⑭「行政代執行費用徴収金」は、真野大野地先の「不法投棄事案」に係る行政代執行費用の一部を徴収したものであります。

⑮「鳥インフルエンザ感染患畜処理手数料」は、令和5年1月に殺処分された 14.29トンの患畜の処理に伴う費用相当を徴収したものであり、

⑯「北部クリーンセンター拾得金」は、令和4年12月に搬入された廃棄物に紛れていた現金を関連法令に基づき拾得金として収入したものであります。

(64 ページ、款23.市債、項1.市債、目 3.衛生債は、財政課が総務分科会で説明)

以上、「歳入」についての説明です。

引き続き、「歳出」について、説明をさせていただきます。

102ページをお願いします。

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目7. 環境保全費、

2. の「環境保全対策費」のうち、

(1)「環境保全対策推進事業費」は、水草の除去や、「環境審議会」の運営、「路上喫煙等の防止に関する条例」に基づく啓発活動 などに係る経費であり、

(2)「琵琶湖総合保全事業費」は、琵琶湖の「市町境界設定」に伴う地方交付税増額分に係る市町負担金として、「滋賀県市町村振興協会」へ拠出したものであり、

3. の「環境保全市民啓発推進費」のうち、

(1)環境保全市民運動推進費の、

①「琵琶湖を美しくする運動推進費」は、琵琶湖市民清掃の活動経費などに係る、「琵琶湖を美しくする運動実践本部」に対する補助金であり、

②「河川愛護活動事業費」は、各地域の河川愛護団体が行う美化活動の支援に係る経費であり、

③「ヨシ保全事業費」は、市内5学区の「ヨシ保全活動」に対する補助金などであり、

④「河川美化啓発看板修繕等工事費」は、市内河川に設置されている看板の修繕費用等にかかる経費であり、

(2)「環境人育成事業費」は、「大津こども環境探偵団事業」の実施等、環境教育の推進に係る経費であります。

103ページ をお願いします。

(3)「環境情報システム整備事業費」は、「身近な環境市民調査事業」の実施や、「かんきょう宝箱」の維持管理に係る経費などであり、

4. の「公害防止対策推進費」は、各種法令に基づく水質、大気、悪臭等に関する「環境調査」や「発生源監視」の実施に係る経費であります。

5. の「環境企画推進費」のうち、

(1)「環境企画推進事業費」は、地球温暖化対策及び省エネ家電の普及促進、並びに市役所の環境負荷低減に向けた取組の実施に係る経費であります。

項2. 清掃費、目1. 清掃総務費、

2. の「大阪湾広域臨海環境整備センター負担金」は、大阪湾広域廃棄物埋立処分場の整備に係る建設負担金などであり、

3. の「清掃事業総務費」のうち、

(2)は、「ごみコールセンター」の運営に係る経費であり、

(3)は、「廃棄物収集情報管理システム」保守に係る経費であり、

(4)の「その他物件費」は、「大型ごみLINE受付システム」の利用料や「廃棄物収集情報管理システム一式」の賃借料などに係る経費であり、

4. の「施設整備推進事業費」は、施設整備の推進に係る旅費、消耗品及び管理用地の公図訂正及び境界確定業務委託などの経費であります。

104ページをお願いします。

目2. 産業廃棄物対策費、

2. の「産業廃棄物対策費」は、民間の産業廃棄物最終処分場の監視のための水質検査に係る経費などであり、

3. の「廃棄物不適正処理対策事業費」は、不法投棄防止のための「監視パトロール」に係る経費などであり、

4. の「土砂埋立て等対策事業費」は、「土砂条例違反事案」に伴う栗原地先の水路等対策工事並びに伊香立南庄町地先における水質調査費を中心としたものであります。

目3. ごみ減量推進費、

2. の「3R推進事業費」のうち、

(2)は、リサイクルフェアの開催など、「ごみ減量と資源再利用推進会議」の活動推進に係る経費であり、

(3)は、「リサイクルセンター木戸」の運営経費であり、

(4)は、「ごみ分別・減量ガイドブック」の作成や、「ごみ分別アプリ」の配信に係る経費であり、

(5)は、公共施設の維持管理や民間事業者の事業活動に伴い生じた刈草や剪定枝 742トンの処理に係る経費であり、

(6)は、「集団資源回収」の実施団体及び「指定回収業者」への補助金で、市内 611団体において、新聞、段ボールなどの資源回収実績、5,608トン に対して所要の補助金を交付いたしました。

(8)は、ごみ集積所の設置等への補助金で、合わせて120件の設置が対象となりました。

(9)は、生ごみ処理機等の購入に係る補助金で、合わせて138件の購入について補助いたしました。

105ページ をお願いします。

目4. じん芥 処理費のうち

2. の「美化清掃事業費」は、犬、猫 等の動物死体の収集運搬及び処分に係る経費を中心としたものであり、

3. の「美化清掃収集車管理事業費」は、美化清掃ごみ等の収集に必要となる車両の借り上げに係る経費であり、

4. の「廃棄物適正処理事業費」のうち、

(1)の「一般廃棄物収集運搬 業務委託」は、家庭から排出された「ごみ」の収集業務に係る経費で、昨年度の「収集・運搬実績」のうち、可燃ごみは5万6,634トン、不燃ごみは1,787トンなどとなっております。

(2)は、大型ごみの戸別収集運搬業務に係る経費であり、

(4)は、大型ごみの処理手数料徴収業務に係る経費であり、

(5)は、琵琶湖市民清掃ごみの収集運搬に係る経費であり、

(6)は、南部不燃物処分地の借地に要する経費であり、

(7)の「その他物件費」は、ごみ処理手数料の還付などであります。

5. の「資源物等適正処理事業費」は、乾電池や廃タイヤ等、適正処理困難物等に係る処理経費であります。

目5. じん芥焼却場費、

2. の「環境美化センター焼却・リサイクル施設経費」、

3. の「環境美化センターその他管理運営費」については、施設の管理運営経費等であり、昨年度の同焼却施設への「可燃ごみ搬入量」は4万6,610トンで、前年度に比べ71トン減少いたしました。

4. の「北部クリーンセンター焼却・リサイクル施設経費」、

5. の「北部クリーンセンターその他管理運営費」については、施設の管理運営経費等であり、

106ページ に移りまして、

6. の「北部クリーンセンター施設整備事業費」については、旧施設の解体撤去工事に係る委託経費を中心とした事業費であり、昨年度の北部クリーンセンター焼却施設への「可燃ごみ搬入量」は、3万4,826トンで、前年度に比べ926トン減少いたしました。

7. の「大津クリーンセンター施設整備事業費」については、大津クリーンセンターの解体撤去及び大津クリーンセンター跡地の用地処理に係る経費であります。

8. の「地区環境整備事業費」のうち、

(1)の「事業費補助金」は、ごみ処理施設の稼働にあたり2学区との間で交わしている「覚書」に基づく、地域の環境整備に係る事業補助であり、

①「自治振興対策事業補助金」は、伊香立、富士見学区の2自治連合会への補助金、

⑤「自治会館前整備事業補助金」は、北在地自治会の「自治会館前広場の整備」に係る補助、

⑫「地図訂正事業補助金」は、伊香立下在地町地先の公図訂正に係る補助などを中心としたものとなっています。

(3)の「使用料」は、「富士見市民温水プール」の利用に係る「使用料」であり、

(4)の「工事請負費」の

①は、「下龍華スポーツ広場進入路の整備」に係る経費であり、

9. の「伊香立環境交流館 管理運営事業費」は、施設の維持管理に係る経費であり、

10. の「じん芥焼却場 施設整備事業費」のうち

(1) 委託料の

①は、「ごみ処理施設建設」に伴う施工監理業務の令和4年度分に係る経費であり、

(2) 工事請負費の

①は、「ごみ処理施設」整備工事費のうち、令和4年度の約定分でありま
す。

目6. 不燃物処分費、

2. の「南部不燃物処分地管理費」は、

107ページに移りまして、

石山内畑町及び石山外畑町の、「南部及び第2南部不燃物処分地」におけ
る、埋立完了後の汚水処理等の維持管理に係る経費であり、

3. の「大田廃棄物最終処分場管理費」は、大石曾束町の最終処分場の管
理運営に係る経費であり、昨年度の不燃物埋立量は 6,033トンで、前年
度に比べ 2,236トン増加いたしました。

4. の「北部廃棄物最終処分場管理費」及び

5. の「北部廃棄物最終処分場施設整備事業費」は、伊香立下龍華町の
最終処分場の運転管理及び第4次土堰堤等整備工事など施設整備に係る

経費であり、昨年度の不燃物埋立量は 4,075トンで、前年度に比べ 16トン増加いたしました。

6. の「中町淀町最終処分場管理運営事業費」及び

108ページの15行目にあります、

7. の「中町淀町最終処分場施設整備事業費」は、大石中六丁目及び大石淀三丁目の、埋立完了後の各汚水処理等の維持補修に係る経費であり、

8. の「地区環境整備事業費」は、最終処分場を設置している各地域との「覚書」に基づく、環境整備に係る事業補助であり、

(1)の「事業費補助金及び負担金」のうち、

①「自治振興対策事業補助金」は、伊香立学区龍華自治会、大石学区自治連合会に対する補助金であり、

(4)の「補填金」は、龍華線のバス運行に係るバス会社に対する補填金などであり、

9. の「最終処分場整備事業費」のうち、

(1)「委託料」の

①「河川改修に伴う水路付替設計業務」は、第二南部不燃物処分地に関連する河川改修工事に伴う周辺水路の付替に係る経費であり、

(2)「工事請負費」の

①「河川改修工事(千原川)」は、第二南部不燃物処分地に関連する河川改修に係る経費であります。

目7. し尿処理費、

2. の「し尿処理施設等整備事業費」は、浄化槽の設置に対する補助及び葛川5地域と石山外畑町の浄化槽の維持管理に対する補助であり、

3. の「し尿処理事業推進費」は、16箇所 の公衆便所の清掃などの維持管理、し尿収集・運搬業務に係るそれぞれの委託経費並びに改修経費などがあります。

109ページに移りまして、

4. の「衛生処理場運転管理事業費」は、

志賀衛生プラント及び北部衛生プラントの運転管理、及び南部衛生プラントの操業終了後の施設内の整理に要する経費であり、

5. の「衛生処理場管理運営費(地区環境整備事業費)」は、衛生プラントの操業に係る「地区環境整備事業」であり、

(1)の「事業費補助金」のうち、①「自治振興対策事業補助金」は、小松学区自治連合会への補助金であります。

以上、歳出についての説明です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。